令和6年能登半島地震の影響を受けた事業者様へ

新制度

通称名: 県伴走(復興)

R6.2.28取扱開始

返済据置 期間 最大5年 金利 〇 _円

※5年間無料となります。6年目から 年1%の金利負担が発生します 保証料 無料

対 象 者

- 罹災証明書等、施設・設備の復旧に係る補助金 交付決定通知書をお持ちの方
- ※法律に基づく激甚災害指定を受けた地域に事業所を有している必要があります (野々市市、川北町を除く県内市町)
- ※建物の全半壊が明らかな場合は補助金交付決定通知書は不要です
- セーフティネット4号認定をお持ちの方

(R6年能登半島地震に係るもの)

限 度 額 1億円(既存の伴走制度通算)

資 金 使 途 設備·運転(借換利用不可)

期 間 10年(据置5年)

本制度では、すでに保証枠に空きがない方でも、別枠(災害関連枠)をご利用いただけます。

詳しくは、石川県信用保証協会または お取引先金融機関さまにご相談ください 令和6年能登半島地震で被災され、

今ある借入の返済にお悩みの方へ

返済軽減にかかる

リスケ保証料が無料になります

対象者: 事業設備に係る 罹災証明書等をお持ちの方

※保証申込時点で罹災証明の発行が困難な場合は、事後の提出でも構いません。

対象制度

- ●ゼロゼロ融資●伴走支援制度
 - ●改善サポート(感染症)

返済についてのご相談は、お取引先金融機関さまにご相談ください

よくある質問

Q.事業再建資金で制度を利用する際の注意点とはなんですか

災害関連枠の資金使途は「事業再建資金」に限られます。

<運転資金の例>

①災害により失った商品購入資金②仮店舗開設資金③店舗・倉庫等の倒壊による商品移動運搬費④店舗・倉庫等の移転費用⑤倒壊店舗・倉庫等の撤去費用⑥ 諸経費支払いとして用意していた資金を事業再建のために使用したために枯渇した場合における補填資金

<設備資金の例>

①店舗・工場等の修繕・再建資金 ②設備・機械等の修理・買替え資金

【お問い合わせ先】

お電話でのご相談

- · 事業部 保証課 076-222-1522
- · 経営支援課 076-222-1550

WEBでのご相談



回 后川県信用保証協会